

第七十九回帝國議會  
衆議院

國民更生金庫法中改正法律案外四件委員會會議錄(速記)第七回

會議

昭和十七年一月三十一日(土曜日)午後一時  
十二分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 上田 孝吉君

理事小平 重吉君 理事中野 治介君

理事田中 亮一君

小柳 牧衛君 澤田 利吉君

末松借一郎君 陣 軍吉君

馬場 元治君 古屋 慶隆君

松山常次郎君 宮本雄一郎君

北 吟吉君 世耕 弘一君

川俣 清音君 渡邊 泰邦君

青木 作雄君 瀧澤 七郎君

出席國務大臣左ノ如シ

商工大臣 岸 信介君

出席政府委員左ノ如シ

商工省總務局長 神田 暹君

商工省鑛產局長 津田 廣君

商工省振興部長 豊田 雅孝君

燃料局事務官 山口 眞澄君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

國民更生金庫法中改正法律案(政府提出)

帝國石油株式會社法中改正法律案(政府提出)

提出)

重要物資管理營團法案(政府提出)

帝國鑛業開發株式會社法中改正法律案

第六類第七號 國民更生金庫法中改正法律案外四件委員會會議錄 第七回 昭和十七年一月三十一日

(政府提出)

帝國燃料興業株式會社法中改正法律案  
(政府提出)

○上田委員長 ソレデハ昨日ニ引續キマシ  
テ、國民更生金庫法中改正法律案外四件ノ  
委員會ヲ開キマス、大體昨日デ質問ヲ終了  
シタノデアリマスガ、各案ニ付テノ逐條審  
議ニ付テハ、其ノ主ナルモノニ付テ各委員  
カラ質問ガ出マシタ、仍テ逐條審議ニ對ス  
ル質疑モ終了シタトシテ御差支ヘアリマセ  
スカ

○世耕委員 一寸總括的ニ御尋ネ致シタイ  
ノデスガ……

○上田委員長 ソレデハ世耕君  
○世耕委員 此ノ更生金庫法改正案ノ中ノ  
十九條ノ所デスガ、是ハ多分増資ニナルコ  
トト思ヒマスガ、ソレハドレ位ノ金額デス  
カ、他ノ委員カラ御尋ネガアレバ答辯ハ省  
略サレテモ宜シウゴザイマス

ソレカラ帝國燃料興業株式會社法改正案  
ノ第二條ニ「政府ハ五千万圓ヲ超エテ出資  
スルコトヲ得」ト云フコトニナツテ居リマ  
スガ、之ヲ取ツテシマフコトニナルトドノ  
程度マデ増資スルノデアアルカト云フコト  
ヲ御尋ネ致シマス

ソレカラ帝國石油株式會社法中改正案ノ  
中ノ第七條中ニ「總裁一人、副總裁一人」ト

ナツテ居ツテ、副總裁ガ一人殖エタノデア  
リマスガ、之ニ付テハ何カ理由ガアルカ、  
極ク簡單デ宜シウゴザイマスカラ御答ヘ願  
ヒマス

○上田委員長 一寸世耕君ニ申上ゲマス  
ガ、只今御尋ネノ副總裁ノ問題ハ他ノ委員  
カラ質問ガ出テ速記録ニ載ツテ居リマス、  
其ノ他ノ點ニ付テハ御答ヘガアリマセスカ  
ラ、ソレダケ……

○岸國務大臣 厚生金庫ノ資本金増加ハ三  
千万圓ノ増資スル豫定デアリマス  
ソレカラ帝石ノ五千万圓ヲ超エテ出資ス  
ルコトガ出來ルト云フ金額ニ付キマシテ  
ハ、今日ノ所マダ合併ヲ致シテ居リマセヌ  
ノデ、其ノ評價ガ決定致シテ居リマセヌカ  
ラ、金額ノ點ハマダハツキリ分ツテ居リマ  
セヌ

帝燃ノ方ハ現在一億ノ資本デスガ、更ニ  
一億増資致シテ二億ニナルノデアリマス

○上田委員長 是デ質問ハ、逐條審議ニ付  
テモ終了シタトシテ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○上田委員長 ソレデハ是デ質問ハ終了致  
シマシタ

○上田委員長 是ヨリ國民更生金庫法中改正  
法律案、帝國石油株式會社法中改正法律案

重要物資管理營團法案、帝國鑛業開發株式  
會社法中改正法律案、帝國燃料興業株式會  
社法中改正法律案ノ五件ヲ一括議題トシテ  
討論ニ移シテ差支ヘアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○上田委員長 ソレデハ右五案ヲ一括シテ  
議題トシテ討論ニ附シマス、討論ハ通告順  
ニ依ツテ之ヲ許シマス——小平重吉君

○小平委員 私ハ翼贊議員同盟ヲ代表致シ  
マシテ、國民更生金庫法中改正法律案外四  
件ノ法律案ニ對シマシテ贊成ノ意ヲ表シマ  
ス

國民更生金庫法中改正法律案外四件ノ法  
律案ハ目下我方國ガ實行シテ居リマス所ノ  
大東亞戰遂行上、最モ緊急ヲ要スル法律案  
デアリマス、ノミナラス我が國擊國ノ精神  
デアアル大東亞共榮圈ノ確立ト云フ方面ニ向  
ヒマシテモ、非常ナ緊急ヲ要スル法律案デ  
アリマスノデ、私ハ茲ニ贊成ノ意ヲ表スル  
ノデアリマスガ、本法案ノ影響スル所ハ非  
常ニ大キイノデアリマスカラ、政府ハ此ノ  
法律ノ實施ニ當ツテハ、周到ナル注意ヲ以  
テ是ガ運用ニ當ラレンコトヲ切ニ希望致シ  
マシテ、私ハ贊成スル次第デアリマス

○田中(亮)委員 私ハ同交會ヲ代表致シマ  
シテ、國民更生金庫法中改正法律案外四件

付託議案

國民更生金庫法中改正法律案(政  
府提出)(第四〇號)

帝國石油株式會社法中改正法律案  
(政府提出)(第四一號)

重要物資管理營團法案(政府提出)  
(第四二號)

帝國鑛業開發株式會社法中改正法  
律案(政府提出)(第四三號)

帝國燃料興業株式會社法中改正法  
律案(政府提出)(第四四號)

九五

ニ對シテ原案ニ贊成ノ意ヲ表スルモノゾデア  
リマス

本更生金庫法ノ改正案ハ時局柄適當ナル  
モノト思ヘレマスガ、國民更生ノ本質ヲ誤ラ  
ナイヤウニ注意シテ貫ヒタイト思ヒマス、  
尙ホ特ニ中小商工業者ニ對シマシテハ、國策  
ノ名ノ下ニ整理統合ヲ強要セシムルガ如キ  
傾向ガ甚ダ多イノヲ遺憾トスルノデアリマ  
ス、故ニ是ガ弊害ノ一掃ニ十分御注意アラ  
ンコトヲ希望シテ置キマス、帝國燃料及ビ  
帝國石油會社法案ニ關シマシテハ、何レモ  
政府ノ出資限度ノ撤廢、政府ノ補給金ノ増  
額ノ要求デアリガ、是等ノ理由ハ、根據至  
ツテ薄弱デアリマス、併シ人造石油ノ増強、  
燃料ノ強化ハ目下ノ急務デアリマス故ニ、  
一應是ハ承認致シテ置キタイト思ヒマス、  
併シ國策會社ヲ繞ツテ役員其ノ他ノ勢力爭  
ヒヲ耳ニスルコトハ洵ニ遺憾デアリマス、  
恐ラク石油會社法ニ於テ副總裁二名ニ改正  
ノ必要ガ生ジタ如キコトモ此ノ關係ヨリ生  
ジタモノデハナイカト思フノデアリマシテ、  
當局トシテハ十分御考慮ヲ願ヒタイト思ヒ  
マス

重要物資管理營團法案ニ關シマシテハ、  
緊急ナル法案デアリマスケレドモ、併シ大  
東亞共榮圈內ノ物資交流ハ非常ニ大キナ關  
係ヲ持ツモノデアリマスガ故ニ、運用ノコ  
トニ付キマシテハ萬全ヲ期セラレタイト思  
フノデアリマス、帝國鑛發會社ハ事業ノ本  
質上、經營上、種々ノ弊害ガ伴ヒ易イノデ  
アリマシテ、且ツ國策會社トシテモ成績不  
良ノコトニ付キマシテ、評判ハ特ニ此ノ會  
社ガ多イノデアリマス、故ニ此ノ問題ニ付  
キマシテモ資料ノ要求ヲ致シマシタガ、マ  
ダ十分ナル資料ノ提出モ得ナカツタヤウデ

アリマスカラ、今後此ノ帝國鑛發會社ノ監  
督等ニ付キマシテモ、十分嚴重ニ監督サレ  
ンコトヲ希望シテ置キマス、要スルニ國策  
會社ノ不良ナルコトハ全般ノコトデアリ  
マスガ、特ニ商工大臣ニ於キマシテハ、此  
ノ際一層ノ善處ヲサレシムルコトヲ要望シテ置  
キマス

○上田委員長 次ニ川俣清音君

○川俣委員 私ハ本委員會ニ付託サレマシ  
タ國民更生金庫法中改正法律案外四件ノ討  
論ヲ行ヒタイト思ヒマス

五法案ニ付テハ第一控室ヲ代表致シマシ  
テ贊成ノ意ヲ表シマス、唯茲ニ希望ヲ述ベ  
テ置キマス、大東亞戰爭完遂ノ爲何レモ緊  
急ヲ要スル法案ト認メマシテ、速カナル可  
決ヲ望ムノデアリマスガ、特ニ國民更生金  
庫法中改正法律案ニ付キマシテハ、中小商  
工業者ノ轉業ノ指導ニ關シテ萬全ノ策ヲ講  
ゼラルルヤウ希望シテ置ク次第デアリマス、  
尙ホ帝國鑛發株式會社法中改正法律案ニ付  
キマシテハ、生産力擴充ノ重要礦物ノ需給  
狀態ハ劃期的ナ數量ヲ要求サレテ居リマス  
ルカラ、是等ノ不足重要礦物ノ増産達成ノ  
爲ニ、所謂休眠鑛區ノ開發、低品位鑛石ノ  
利用ヲ圖リマスト共ニ、鑛山開發ノ基礎ト  
ナルベキ探鑛、治水等ノ鑛床調査ニ依ル事  
項、或ハ増産資金ノ金融ヲ初メ、重要礦物  
資源ノ開發ヲ圖リ、其ノ増産ヲ達成スル上  
ニ必要ナ事業ヲ行ツテ居ルノデアリマスル  
カラシテ、特ニ此ノ時局ニ相應スルヤウナ  
人事ノ一新ヲ圖リマシテ、他ノ所謂五鑛  
山——日本鑛業、住友鑛業、或ハ三菱鑛業  
古河、藤田、所謂水曜會系ノ民間團體ト匹  
敵スルヤウナ人事ノ一新ヲ圖リマシテ、目  
下重要礦物ノ統制會ハ是等ノ民間團體ニア

ルノデアリマスルケレドモ、國策會社デア  
ル所ノ帝國鑛發ヲシテ是等民間團體ノ指導  
者ノ地位ニ置カシメナケレバナラナイト思  
フノデアリマス、人事ガ十分デアリマセヌ  
爲ニ、民間カラ鑛發會社ガ指導ヲ受ケルヤ  
ウナ、逆ノ狀態ニナツテ居リマスコトハ非  
常ニ遺憾デアリマス、是等ノ統制會ハ國策  
會社ヲシテ指導セシメルダケノ人事ノ一新  
ヲ希望シテ已マナイノデアリマス

更ニ重要物資管理營團ニ付キマシテハ、  
國內ニ必勝體制ノ確立ノ爲ニハ、物ノ増産  
ト同時ニ、物ヲ保有、貯藏スルコトガ必要  
デアリマス、特ニ大東亞トハ申シマスモノ  
ノ、日本ノ地理的條件カラ致シマシテ、國內  
ニ物ヲ保有シ、貯藏スルト云フコトガ、國  
民生活ノ安定ノ上ニ、不安ヲ起サシメナイ  
上ニ於テ非常ニ必要ナコトデアルト思フノ  
デアリマス、隨テ德川時代——封建時代ニ於キ  
マシテハ、物ヲ貯藏スルコトガ幕政ノ一ツ  
デモアツタノデアリマスルカラ、サウ云フ  
意味ニ於キマシテ、貯藏力ヲ増大シ、單ニ  
今マデノヤウナ倉庫デハナクシテ、之ヲ山  
間地或ハ高地ヲ利用シテ掘鑿倉庫ヲ設ケル  
等、貯藏力ヲ十分ニ増大シマシテ、是等  
ノ要求ニ充ツルヤウナ方法ヲ速カニ此ノ營  
團ヲシテ考ヘシメルコトガ必要デアルト考  
ヘマス、何レモ重要法案デアリマスバカリ  
デナクシテ、事ハ其ノ首腦部ノ人事如何ニ  
關スルノデアリマスカラシテ、商工大臣ハ  
時局ニ稽ヘラレマシテ、十分ニ其ノ目的ヲ  
達成スルヤウナ人事ヲナシ遂ゲラレシコト  
ヲ特ニ切望シテ本案ニ贊成致ス次第デアリ  
マス

○上田委員長 瀧澤七郎君

○瀧澤委員 國民更生金庫法中改正法律案

外四件ニ對シテ、與亞議員同盟ヲ代表シテ  
贊成ヲ致ス次第デアリマス

茲ニ蛇足デハアリマスガ少シク申上ガテ  
御注意ヲ戴キタイト思フノデアリマスガ、  
此ノ八億圓ノ金額ヲ各業態別ニ振分ケラレ  
テアリマス、併シ其ノ振分ケラレタ金額ハ  
何方本當ノ基礎ガアツテ振分ケラレタモノ  
デアルカト云フコトヲ御尋ネシタ場合ニ、  
大凡概念的ダト云フヤウナ意味合ニ受取レ  
タ御答辯デアル所ヲ以テ見マスレバ、此ノ  
金ノ使ヒ途、此ノ金ノ貸シ方ニ付キマシテ  
ハ十分ノ御監督ト更生金庫ノ御鞭撻ヲ願ハ  
ナケレバナラヌト存ジマス、ドウゾ之ヲ御  
注意戴キタイ、此ノ頃新聞紙上ニ依リマス  
ト、何事モ船デアル、船ヲ増産シナケレバ  
ナラナイノダト云フ風ニナツテ、船々ト申  
シマスケレドモ、此ノ船ヲ捨ヘル其ノ燃料  
モ、此ノ船ヲ動かカスモノモ、是ハ全部燃料  
デアリマス、デアリマスカラ私共ハ此ノ石  
油ト云ヒ、燃料ノ確保ト云ヒ、是ハ本當ニ  
此ノ際力ヲ注イデ戴カナケレバナラナイ、  
現在私共ガ或ル地方ニハアリ餘ル燃料ヲ東  
京ニ使フコトガ出來ナイヤウナ場合ハ、是  
ハ勿論船ノ不足ヨリ生ズルモノデアリマス  
ケレドモ、其ノ場合ニ於テ燃料確保ニ付テ  
ハ特ニ御留意ヲ戴キタイト存ズルノデアリ  
マス、帝國鑛發ニ對シテハ、私共ハ洵ニ遺  
憾ト思ヒマスルノハ、只今資料ヲ手ニ致シ  
マシテ之ヲ拜見致スノデアリマスケレドモ、  
是ハ鑛業ノ貸付ニ當ツテ、鑛業權千四百九  
十萬圓、斯ウ云フ多額ナ鑛業權、此ノ金ガ  
是等ノ懷ロニ入ツテ居ル、果シテ此ノ鑛業  
權ト云フモノガ是ダケノ價值ヲ持ツテ居ル  
カ否ヤト云フコトハ、斯ウ云フ所ニ貸付ヲ  
スル場合ニ於テ、本當ニ是ハ將來嚴重ナル

監査ヲシテ戴カナケレバ、此ノ問題バカリ  
デハアリマセヌ、モウ大臣御承知ノ通り、  
前議會デ私ハ指摘致シマシタケレドモ、日  
發ガ釧路ノ鑛山ヲ九百四十萬圓デ買ツタ、  
其ノ山ハ全然問題ニナラナイト云フコトヲ  
村田遞信大臣ガ此處デ答辯セラレマシタ、  
此ノ大キナ會社ガ國策ダト云フ、之ヲ利用  
致シマシテ大儲ケヲシテ居ル者ガアツタト  
云フコトハ事實デアリマス、前議會ニ於テ人  
ノ名ヲ擧ゲラレテ、同僚議員ガ、調ベラレ  
タコトガアルカナイカト云フコトヲ司法省  
ニ要求セラレマシタガ、事件進行中デア  
カラ調ベタトモ調ベナイトモ申上ゲラレ  
イト答辯セラレテ、其ノ儘ニナツテ居ツテ、  
先達テ見マスルト極メテ低イ役人ガ一人ダケ  
起訴サレマシテ、アトノ者ハ犯罪ノ證據ナ  
シト云フコトデ起訴セラレナカツタ、犯罪  
ノ證據ガナイト云フ——サウ云フ事實ハアツ  
タケレドモ證據ガナイト云フヤウナコトデ、  
洵ニ私共ハ變ナ感ジヲ抱クノデアリマス、  
アノ炭鑛買收九百四十萬圓ト云フ國費ガ、  
有耶無耶ニ葬ラレテ居ルト云フコトハ、洵  
ニ遺憾千萬ニ存ズルノデアリマス、ソレト  
同ジヤウニ、茲ニ斯ウ云フヤウナ多額ナ權  
利ヲ認メラレテアルト云フコトハ、其ノ買  
收當時ニ甚ダ遺憾ナ點ガアリハシナイカト  
云フ疑念ヲ懷ク、隨テ其ノ後鑛發ハ所謂鑿  
ニ懲リテ膾ヲ吹クト云フヤウナコトデ手ヲ  
縮メテシマヒマスカラ、國策ノ線ニ沿ウテ  
行クコトガ出來ナイ、斯ウ思ヒマスカラ此  
ノ點十分ニ御監督アランコトヲ要望致ス次  
第デアリマス

物資管理營團ニ付キマシテハ、今日ノ場  
合本當ニ必需品ヲ確保セラレルト云フ此ノ  
案ニ對シマシテハ、私共滿腔ノ贊意ヲ持ツ

テ居ルモノデアリマスカラ、此ノ營團ノ運  
營ニ當ツテハ、十分ナル御監督ヲ以テ臨マ  
レンコトヲ附加ヘマシテ、本案ニ贊成ヲ致  
ス次第デアリマス

○上田委員長 討論ハ是デ終局致シマシ  
タ、是ヨリ採決ヲ致シマス、原案ニ贊成ノ  
諸君ノ御起立ヲ願ヒマス

(總員起立)

○上田委員長 起立總員、仍テ本案ハ原案  
ノ通り可決致シマシタ、ドウモ御苦勞デゴ  
ザイマシタ、是デ散會致シマス

午後一時三十二分散會

昭和十七年一月三十一日印刷

昭和十七年二月一日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局